

# 京都市子育て支援ヘルパー派遣事業業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

京都市子育て支援ヘルパー派遣事業委託に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集します。

## 1 委託業務の目的

本事業は、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員（以下「ヘルパー」という。）が訪問し、家事や子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとともに、子育て家庭等の負担の軽減を図ることを目的とする。

## 2 委託業務の内容

### (1) 件名

京都市子育て支援ヘルパー派遣事業業務

### (2) 業務内容

別紙1 「京都市子育て支援ヘルパー派遣事業に係る業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

### (4) 委託料（第三子以降産前産後ヘルパー派遣事業及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業について消費税及び地方消費税相当額を含む）

事前調整料 1家庭当たり 3,300円

初回訪問加算 1家庭当たり 2,000円

ヘルパー派遣費用 30分当たり 1,650円

早朝・夜間加算 1回当たり 800円

※ 午前7時30分から午前8時まで、午後6時から午後7時までに派遣を行った場合

キャンセル料 1回当たり 1,000円

※ 利用者より派遣前日の午後5時までにキャンセルの連絡がなかった場合

## 3 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、(3)～(7)の全ての条件を満たす者とします。

### (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ、公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止の措置を受けていない者。

### (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、次に掲げる要件の全てを満たす者。

- ① 社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（任意団体を含む。）の団体（以下「事業者」という。）であること。
- ② 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③ 地方自治施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ④ 政治活動を目的とした事業者でないこと。

- ⑤ 法人税又は所得税及び消費税を滞納していないこと。
  - ⑥ 京都市の市民税、固定資産税等を滞納していないこと。
  - ⑦ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 次のいずれかの条件を満たす事業者であること。
- ① 介護保険法の規定に基づく訪問介護事業者又は障害者総合支援法の規定に基づく居宅介護事業者の指定を受けていること。
  - ② 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること。
  - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者をもって育児支援事業を実施していること。
- (4) 京都市内に事業所があること。
- (5) 育児支援ヘルパー派遣事業及び養育支援ヘルパー派遣事業を実施する事業所は事業開始から1か月以内に「子育て世帯訪問支援事業開始届出書」を市長に提出すること。
- (6) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること。
- (7) 過去に、ヘルパー派遣事業の業務実績があること。

#### 4 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

(1) 参加表明書等の提出

- ① 提出書類
  - ア 参加表明書（様式1）
  - イ 事業所概要が分かる書類（パンフレット等）
  - ウ 誓約書（様式2）

- ② 提出部数

1部

- ③ 提出場所

「11 問合せ先及び提出先」 参照

- ④ 提出期限

令和8年2月17日（火）午後5時（必着）

(2) 参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。

- ① 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- ② 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合

(3) 参加表明の辞退

上記(1)①の書類提出後に辞退する際には、辞退届（様式3）を提出してください。

#### 5 質問及び回答

(1) 質問者の資格

質問の提出は、参加者に限ります。

#### (2) 質問方法

質問は、「11 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「京都市子育て支援ヘルパー派遣事業プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください（様式自由）。電話や来庁での質問は一切受け付けません。

#### (3) 受付期間

令和8年2月9日（月）午前9時～令和8年2月18日（木）午後5時まで

#### (4) 回答方法

令和8年2月20日（金）までに、参加表明のあった方全員に対して回答を電子メールで送信します。

### 6 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙2「京都市子育て支援ヘルパー派遣事業業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参により提出してください。

#### (1) 提出場所

「11 問合せ先及び提出先」 参照

#### (2) 提出部数

原本 1部

写し 4部

#### (3) 提出期限

令和8年2月25日（水）午後5時（必着）

#### (4) 企画提案書の無効

企画提案書が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面によりその旨を通知します。

- ① 「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合
- ② 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合
- ③ 提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合
- ④ 虚偽の内容が記載されている場合

### 7 選定方法

#### (1) 選定方法

選定は「京都市子育て支援ヘルパー派遣事業受託候補者選定会議」で行います。

選定の対象は、参加表明書等及び企画提案書の提出者（無効となったものを除く。以下「提案者」という。）とし、選定にあたっては、企画提案書に基づき、受託候補者を決定します。

なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する可能性があります。その場合、対象となる提案者に個別に連絡をします。

また、評価結果が最低選定基準に満たない場合などについては、プロポーザルを再度実施することがあります。

#### (2) 受託候補者選定会議

##### ① 日時

令和8年3月3日（火）

※ ヒアリングを実施する場合、時間等詳細については対象となる提案者に別途通知します。

- ② 方法  
書面審査
- ③ 評価項目  
別表「京都市子育て支援ヘルパー派遣事業受託候補者選定基準」参照
- ④ 選定結果の通知  
選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに公開します。

## 8 委託契約

選定された受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします（ただし、評価結果が最低選定基準を満たす場合に限る。）。

## 9 留意事項

- (1) 提出書類
  - ① 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
  - ② 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。
  - ③ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
  - ④ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しません。  
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
  - ⑤ 提出書類の返却は行いません。
  - ⑥ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
  - ⑦ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することができます。
  - ⑧ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止します。
- (2) 契約
  - ① 契約期間終了後においても、本事業に係る会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託候補者は協力することとします。
  - ② 選定された受託候補者は、業務委託の開始時までに、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとします。受託候補者として選定されてから業務委託の開始時までの期間を業務委託準備期間とし、この期間に発生する費用は受託候補者の負担とします。
  - ③ 受託候補者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできません。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければなりません。  
さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託候補者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負います。
  - ④ 選定から契約までの間に、本事業を受託することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、選定を取り消すことがあります。
  - ⑤ 今回の募集については、令和8年度以降の事業の準備行為として実施するものです。今後、

本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがあります。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行いません。

(3) その他

- ① 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
- ② 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとします。
- ③ 受託候補者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託候補者が賠償の責任を負うこととします。

10 スケジュール

日時	内容
令和8年2月17日（午後5時まで）	参加表明書受付締切
令和8年2月18日（午後5時まで）	質問受付締切（2月20日までに回答）
令和8年2月25日（午後5時まで）	企画提案書受付締切
令和8年3月3日	受託候補者の選定
令和8年3月中旬	受託候補者決定
令和8年4月1日	業務委託開始
令和8年4月中（予定）	事業者向け研修会

※ スケジュールは予定であり、状況により変更する可能性がある。

※ 事業者向け研修会は、新たに受託する事業者を対象に実施します（参加必須。その他の事業所の参加は任意）。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎5階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課（担当：宮田・金子）

電話：075-222-3939

FAX：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp

※ 様式1から3各種の提出書類及び資料は、本市ホームページからダウンロードできます

(別表)

京都市子育て支援ヘルパー派遣事業業務委託提案に関する選定基準

審査項目	評価項目	配点
実績に関する項目	事業者の実績、研修の実施等	20点
事業計画に関する項目1	ヘルパーの人員、ヘルパーの資格、サービス内容等	50点
事業計画に関する項目2	事業理解、子育て支援に関するここと、個人情報保護、管理体制等	30点
合計		100点